

松山市長 野 志 克 仁

令和 3 年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付要綱をここに公布する。

記

令和 3 年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年度愛媛県子ども食堂開催支援事業費等補助金交付要綱に基づき、コロナ禍の中で子ども食堂の開催継続や再開の支援を行うことにより、地域の「つながりの場」を維持・確保し、子育て世帯の孤独・孤立を防止することを目的として、子ども食堂の運営団体に対し、予算の範囲内で松山市子ども食堂開催支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 44 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「子ども」とは、原則として市内に居住する 18 歳以下の者をいう。

2 この要綱において「子ども食堂」とは、地域のボランティア等が、子ども及びその保護者等に対し、無料又は安価で栄養のある食事及び温かな団らんを提供する取組をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、次に掲げる要件の全てに該当する団体等とする。

- (1) 主たる事務所又はこれに準じるものの所在地が、松山市内に存すること。
- (2) 活動を行う区域が主として松山市内であること。
- (3) 活動の目的が団体等の規約その他の規定に明確に規定されていること。
- (4) 政治的・宗教的な公平性・中立性及び経営の透明性が確保されていること。
- (5) 反社会的な勢力に該当するものでないこと。
- (6) その他補助対象団体として不適当と認められる事情がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当する経費であって、市長が認めるものとする。ただし、食材調達等子ども食堂の通常開催に当たり必要となる経費を除く。

(1) マスク、消毒液等の消耗品類及び自動手指消毒器、空気清浄機等の備品類その他必要な資機材等の購入費その他の子ども食堂の開催継続や再開のために必要となる資機材の整備に係る追加的な経費

(2) 飲食物の持ち帰り用の容器及び食器類に係る経費並びに子ども食堂の代替会場の借用に係る経費その他の代替的手段により子ども食堂を実施するに当たり必要となる追加的な経費

(補助限度額及び補助額)

第5条 補助限度額は、子ども食堂1箇所につき10万円とする。

2 補助額は、次の各号に掲げる金額のうち最も少ない額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(1) 子ども食堂の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(2) 子ども食堂の補助対象経費の実支出額

(3) 補助限度額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（次条において「申請団体等」という。）

は、市長が指定する期限までに、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 確認書（様式第4号）

(4) 団体等の規約、会則又はこれらに準じるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて申請団体等に対して意見聴取等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請団体等に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「事業実施団体」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画又は実施内容を変更しようとするときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金補助事業変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更することが適当と認めるときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金変更決定通知書（様式第7号）により、事業実施団体に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 事業実施団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助事業中止等申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更することが適当と認めるときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付中止等決定通知書（様式第9号）により、事業実施団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業実施団体は、市長が指定する期日までに、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業の支出に係る領収書の写し
- (4) 写真等、事業の実施状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（審査及び交付）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付時期の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、規則第9条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の交付請求)

第13条 事業実施団体は、第11条又は前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (3) 法令及びこの要綱に違反したとき。
- (4) 市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (5) その他不正の行為があったとき。

(補助金の返還命令)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、令和3年度松山市子ども食堂開催支援事業費補助金返還命令書(様式第14号)により、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第16条 事業実施団体は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(財産の管理)

第17条 事業実施団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、事業実

施団体に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地調査をすることができる。この場合において、事業実施団体は、この調査等に協力しなければならない。

(守秘義務)

第19条 事業実施団体の職員その他補助事業に従事する者は、補助事業の利用者の個人情報保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(届出義務の免除)

第20条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月6日から適用する。